

議案第 38 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成21年11月26日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の期末勤勉手当の支給割合を引き下げること踏まえ、常勤特別職職員の期末手当の支給割合の引下げを行おうとするものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（昭和32年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{215}{100}$ 」を「 $\frac{195}{100}$ 」に、「 $\frac{235}{100}$ 」を「 $\frac{220}{100}$ 」に改める。

附則第2項を次のように改める。

（期末手当の特例）

2 当分の間、第6条第2項中「 $\frac{195}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{155}{100}$ 」と、「 $\frac{220}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{155}{100}$ 」とする。

附則第3項及び第4項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。